

第五節 黒田氏の検地

指出帳を安堵する
『友枝文書』（『豊前市史』文書資料編七九ページ）に次のような史料が見える。これをどう考えたらよいのであ
ろうか。

坪付之事

	中	一所	弐段	中村名之内
門田	(ママ) ゆさた	一々	十五代	同
ひかけ	一々	壹段	内藤分之内	
谷ノ口	一々	壹段	三符之内	
くほ田	一々	壹段廿代	三符之内	
東分散在地	(三筆略)			

右九段廿五代依浮地、永代為下作職、御百姓被仰付候、尤目出候、仍坪付如件

内尾主水佐
兼元

天正十五年八月廿八日

栗山四郎左衛門尉殿

(裏書) 右之分、任筋目、從当年、百姓地ニ相定候之間、年貢等之儀、無油斷納所尤ニ候、為後日如此候、以上

八月廿日

栗四右(花押)

利之

裏書きの栗山四郎右衛門の下作職安堵の日付が八月二十日、内尾主水佐兼元の差し出した坪付(つばつけ)の日付八月二十八日より前になつてゐるのは何故であろうか。

ここに見える「浮地」とは他村に散在する内尾氏の下作職地と思われる。畝歩の単位を用いていないから、検地がまだ行されていないと考えられる。他の文書も同形式をとつてゐるから、栗山四郎右衛門が書式と日付を示し、まず安堵の証判を与えて、その表(おもて)に所持する作職を申告させたものと考えられる。栗山氏の慎重な対応を窺うことができる。

黒田氏の豊前検地に関する史料はほとんど残存していない。宇佐郡では高家村検地帳が天正十五年八月吉日となつており、寛永九年（一六三二）検地帳写の奥に「天正拾五年八月十日御検地」とあり、元重村検地写帳の日付は天正十五年九月廿七日となつてゐる。八月～九月に検地がなされている。

元重村検地帳より、黒田検地の性格を考えてみよう。

竹の下	六畝	倉納	三斗六升	次右	兵部
タ	七畝	藏納	四斗二升	左近	(隠岐守鎮清)
タ	壹反	五斗	三郎右	兵部	(次右養子)
タ	一反六畝廿歩	くら納	壹石	同	同人
タ	はた	四畝	くら納	壹斗六升	左近
タ	武畝廿歩	武畝廿歩	くら納	壹斗	孫二郎
タ	すミた	四畝拾歩	くら納	武斗六升	左近
タ	もりかき	壹反	くら納	六斗	孫二郎
以上三石四斗		くら納	六斗	左介	

右の記載形式は、字名・反畝歩・斗代・作人を記す太閤検地の体裁を踏んでいる。倉納とは黒田氏の蔵へ納入する分で、給人へ与えたものではない。一反につき五~六斗の斗代は石盛ではなく実年貢を示すもので、石盛はこの二倍程度の一~一・二石であろうと推定する説(『大分の歴史』(5)・五七ページ)があるが、天正期の検地は、石盛と年貢額が近いのが特徴と考えるべきであろう。検地前の豊前の年貢が、田一反につき、二~三斗が普通であったのだから、五~六斗の年貢は、逃散や一揆を惹起させるに十分な、とてもない高年貢であった。「次右」とは次郎右衛門の略称で、元重隱岐守鎮清を指すらしい。兵部は、次右の子息鎮頼が天正六年の日向耳川の戦いで戦死したので、孫女菊に迎えた養子らしい。

上段の人物が作職所持者で、下段が耕作者を意味する。ここでは一地一作人の原則が、まだ行われていな

いのである。

元重村の石盛の合計額は三五六石余、帳付人数一七人、内一町歩以上が一七人、三反未満が七〇人、個的には、安芸（元重安岐守統清）の六町余（石高三六石六斗余）と兵部（元重兵部丞）の四町七反余（石高三〇石余）がとびぬけている。二人は元重切寄（城砦）の中心的な存在であったが、仕官せずに百姓身分にとどまり、庄屋となつたのである。

異常に少ない石高

細川時代の元和八年（一六二二）の『小倉藩人畜改帳』では、元重村は九五六石余と、黒田入封時より三倍近い村高となつてゐる。何故であろうか。黒田時代の豊前は、黒田孝高分一二万石、森勝信分六万石、直轄分一万石で、合計一九万石ほどであったという。しかし、慶長三年（一五九八）の『日本賦税』は一四万石となつてゐる。関ヶ原の戦後に、入国した細川氏の表高は三〇万石、慶長六年の検地で四〇万石弱となつた。

これは、作人の申告によつて検地帳を作成するか、検地竿を一間＝六尺三寸または六尺四寸とするとか、屋敷地・畠地まで、厳密に縄入れ（測量）するとか、石盛を上々田から砂田・山田まで細分することによつて、合計石高に大きな差異が出るのである。朝尾直弘氏も『大系日本の歴史』（小学館）で、毛利領のように検地はその大名の手に任せたり、島津領のように、石田三成のような検地奉行の竿入れが行われていたり、山城・河内のような地域では三回も四回も検地を繰り返し行つたりするので、一律に説明できないと述べている。豊前の検地も、黒田氏に任せ、豊前の実情に沿つた形で石高を算出したものと考える。